

## 第89回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

- 1 日 時 令和6年2月16日(金) 午後2時開会 午後4時50分閉会
- 2 場 所 大阪産業創造館 11階会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 向山会長、上田委員、川口委員、菅原委員、西堀委員、山根委員
  - (2) 事務局 経済戦略局：出井商業担当課長代理
- 4 議 題  
大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について
  - ① 「淀屋橋駅西地区第一種市街地再開発事業施設建築物」(北区：新設)
  - ② 「(仮称)ロピアモール北加賀屋店新築工事」(住之江区：新設)
  - ③ 「ファンビタウン第2ビル」(中央区：新設)
  - ④ 「(仮称)ライフ東天満店」(北区：新設)
  - ⑤ 「(仮称)ラ・ムー大阪西淀川新設計画」(西淀川区：新設)

### 5 議事要旨

- (1) 届出案件に係る届出内容について、設置者より説明を行った。
- (2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から意見等があった。

主な意見等は次のとおり

- ① 淀屋橋駅西地区第一種市街地再開発事業施設建築物
  - ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
  - ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められたい。
  - ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められたい。
  - ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい。
- ② (仮称)ロピアモール北加賀屋店新築工事
  - ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
  - ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するな

ど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められたい。

- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められたい。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい。  
また、南側道路を通行した来店も懸念されるため、右折入庫がされないよう適切な対応に努めるとともに、店舗西側の出入り口については、信号がない交差点直近であり、車両集中時には交通処理ができないことが懸念されるため、そのような事態となった場合は適切な対応に努められたい。
- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施に当たっては、周辺の生活環境の悪化防止等に努め、特に、深夜営業に関しては、周辺の生活環境の悪化防止等に十分配慮するよう努められたい。

### ③ ファンビタウン第2ビル

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められたい。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められたい。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい。

### ④ (仮称) ライフ東天満店

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められたい。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められたい。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域

住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい。

⑤ (仮称) ラ・ムー大阪西淀川 新設計画

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められたい。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められたい。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい。
- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に努め、特に、深夜営業に関しては、十分配慮するよう努められたい。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図

資料3 委員名簿

7 問い合わせ先 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

(電話) 06-6615-3784

(FAX) 06-6614-0190